平成26年度包括外部監査

監査のテーマ:市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について第3 外部監査の結果 II 各論

- Ⅱ 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果
- 2. 財政的支援について (3) 結果 ①補助金の精算手続きについて

監査の結果(指摘事項の概要)

ア. 他会計振替額の自主財源参入について【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】(報告書 P90)

平成 25 年度のスポーツ振興財団への補助金の精算手続において、収益事業の2分の1超の繰入れは任意であるという理由により、海洋事業からの他会計振替額の収益事業の2分の1のみが自主財源として計上されていた。しかし、実際に収益事業から公益事業に繰入れが行われ、当該繰入額の少なくとも一部は補助金の交付対象である公益事業の財源として実際に充てられていたことから、合理的な額を補助金の精算額に反映させるべきであった。

他会計振替額の算入の要否等、補助金の精算手 続及び精算額の算定方法が補助金交付要綱等に よって明確化されていないため、スポーツ振興財 団とスポーツ振興課で協議の上、明確化された い。その際には、収益事業の他会計振替額(2分 の1超分を含む。)のうち、補助金の交付対象であ る公益事業の財源として充当される額を自主財 源に算入する取扱いとされたい。

さらに、収支相償に関連して、みなし寄附金の損金算入限度額がスポーツ振興財団において十分に検討されていなかった。みなし寄附金の損金算入限度額については、税務当局に確認の上、収益事業の2分の1超についての適切な繰入額を検討されるよう要望する。

講じた措置

平成26年度の補助金精算については、補助金対象事業の収支決算及び財団全体の収支決算状況を基に、市と財団で他会計振替額の補助金対象自主財源への算入の取扱いについて協議を行った。

協議の結果、平成26年度については、補助事業の執行状況及び財団の収支状況がともに赤字を計上し、他会計振替額の2分の1超を公益目的事業会計の赤字補てんに充当しても、資金収支計算ベースとしても赤字となってしまうなど、厳しい状況である点を考慮し、他会計振替額(2分の1超部分)については、補助金対象事業自主財源には算入せず、財団の公益目的事業会計の赤字補てんに充当することとした。

みなし寄附金の損金算入限度額については、 平成26年度の収支決算において、税務当局にも 確認の上、2分の1超を選択し、繰入限度額まで 算入した。

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。